

**令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会
第1回 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会
議事要旨（公開）**

1 日 時 令和5年10月12日（木）午前9時58分～午前11時46分

2 場 所 宮崎合同庁舎 4階大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名（1名オンライン参加）
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出
- (2) 資料説明
- (3) 基本的見解の表明及び金額提示
- (4) 金額審議
- (5) その他

5 議事要旨

(1) 公益委員から三島部会長及び古賀部会長代理が選任された。

(2) 事務局から、資料に基づき説明が行われた。

(3) 労働者側委員から、ここ数年で宮崎県最低賃金と自動車新車小売業最低賃金の額差が縮小しているが、他の産業より高い水準で設定することにより企業・産業の魅力を高めること。自動車業界（整備士）の人材不足の理由の一つに低賃金があり、産業の魅力向上のためにも特定最低賃金の優位性は必要であること。今年の宮崎県最低賃金の影響率（20％）と比較しても自動車の影響率は約4％と影響は小さいことから、今年度は大幅な引き上げを求めたい等の基本的見解が表明され、現行890円から66円引き上げの956円の内示があった。

使用者側委員から、宮崎県最低賃金も44円の大幅な引き上げとなったものであるが、使側としては最後まで反対であったこと。自動車（新車）小売業は全国に展開している業種であり、宮崎県における基幹産業として特定最低賃金を設定する必要があるのか理解し難いこと。労側が強調する整備士不足が自動車（新車）小売業における主張とは捉え難いこと等の基本的見解が表明され、改定の必要性を有として審議しているため、現行の宮崎県最低賃金の897円のプラス1円、現行の特定最低賃金890円からは8円引き上げの898円の内示があった。

(4) 金額提示を踏まえ審議するも、労使の基本的な考え方の相違により結論が出ず、

それぞれ持ち帰り次回 10 月 19 日（木）午前 9 時 00 分から開催する第 2 回専門部会で協議することを確認した。

以上